

○松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成15年10月29日

条例第46号

改正 平成19年3月14日条例第6号

平成22年3月19日条例第16号

平成30年3月19日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 前条第1号に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を選定するときは、あらかじめ松本市公の施設指定管理者選定審議会（第10条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、市長が特に理由があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。第6条第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第6条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金等の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

(業務等報告の聴取等)

第5条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況について定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責に帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に生じた損害に対しては、市長はその責を負わない。

(原状回復義務)

第7条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の施設又は設備(以下「施設等」という。)を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第8条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由が

あると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、松本市個人情報保護条例(平成30年条例第2号)第13条第1項に規定する協定等を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(公の施設指定管理者選定審議会)

第10条 指定管理者の選定について審議するため、松本市公の施設指定管理者選定審議会を設置する。

第11条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第12条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第13条 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(市長による管理)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、他の条例の規定にかかわらず、当該施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(1) 第2条の規定による申請がなかったとき。

(2) 第3条第1項各号に掲げる要件に該当するものがなかったとき。

(3) 第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理

の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(4) 指定管理者が、天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 前項の場合において、当該指定管理者の収入として収受させている当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）があるときは、市長は、当該業務を行う直前の利用料金の額をもって使用料とし、これを徴収する。

3 市長は、前項の使用料について、特別な理由があると認めるときは、減免し、又は全部若しくは一部を還付することができる。

4 市長は、第1項の規定により管理の業務の全部又は一部を行うときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第15条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第8条まで及び前条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とし、第2条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（波田町の編入に伴う経過措置）

2 波田町の編入の日前に、波田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年波田町条例第49号の2）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月14日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第16号）

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成30年3月19日条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第9条の規定により個人情報の秘密保持義務を負っている者は、この条例による改正後の松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第9条の規定により個人情報の秘密保持義務を負っている者とみなす。